

感染症対策事業における 家賃支援について



質問者
田代 実 議員

新型コロナウイルス感染症対策事業として、去る4月17日の臨時会において、松田町一般会計補正予算（第2号）で6000万円の事業費が可決しました。この事業は町独自のもので、町民の生活と地域経済を守るために他の自治体に先がけてのスピーディーな対応

は、走りながらの作業であつたと推察します。

そのようなことから、補正予算のうち700万円が予備費に計上され、その後の状況により対応することとしたので、売り上げの激減した商店等のテナント入居者に対する家賃の支援について、町長のお考えを伺います。

A

必要な時には
予備費での対応を
考える



回答（町長）

国は、売り上げが大幅に減少した事業者に対し、家賃は最大6ヶ月間・毎月50万円までの支援を予定している。町内商店等で、事務所を賃貸されているテナント数は約110軒と試算し、その8割程が国の仮称「特別家賃支援給付金」の対象になると推定している。

こうした状況を踏まえ、まず町内事業者の声に耳を傾け、国の支援策がどのように発揮されるのかを見極めながら、町独自の支援策での対応を予定している。困っている方を対象に、スピード感を持って必要な時に、予備費を使う準備をしていく。

生活困窮世帯にフードバンクの 活用を図ることについて



質問者
南雲 まさ子 議員

新型コロナウイルスの影響で、収入が減り生活が困窮している家庭に、フードバンクを活用し食品の提供の支援をしていく必要があると考えます。そこで次のことを伺います。

(1) 現在、町社協ではフードドライブ（生活困窮者に提供する食料品の寄付の受付）事業を行っていますが、町社協とは別に安全に食べられる食品を企業や一般家庭から寄贈をうけて、食料等を必要とする困窮家庭に対して無償で提供するフードバンク事業を、県西2市8町を中心に展開しているNPO法人があります。当町として町・社協が当該法人と連携し、幅広く



フードバンクが提供する食料品

A

生活困窮者に支援
が届くよう体制を
整える

回答（町長）



(1) NPO法人からは、食料の提供の協力をいただける確認がとれている。今後、町がパイプ役を担

うことで、生活困窮者の方の手に支援が行き届くよう体制を整えていく。(2) フードバンクの利用を必要とされている方に周知がされなければ意味のないものとなる。サービスの情報を効率よく受け手に届けるため、町広報号外やホームページ、民生委員・児童委員の方たちの見守りを通じての周知、新型コロナウイルスの影響で職を探している方へは職業安定所に案内を置くなど様々なタイミングで周知していく。



新松田駅付近のテナント

注：家賃補助とは関係ありません